

# 令和元年第10回教育委員会定例会 会議録

## ■ 開催年月日

令和元年10月25日（金） 13時35分開会  
14時37分閉会

## ■ 開催の場所

指宿市役所 中会議室

## ■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸  
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 藤井 千代美, 福富 早央里

## ■ 欠席委員

なし

## ■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	下吉 一宏
教育総務課長	鮎川 富男
学校整備室長	中島 裕一
社会教育課長	野元 伸浩
社会教育課参事	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	内村 喜代志
学校給食センター所長	有馬 芳文
指宿商業高校事務長	湯ノ口 繁生
学校教育課係長	豊田 一彦

## ■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事

- ・日程第1 議案第33号 指宿市立公民館条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について
- ・日程第2 議案第34号 指宿市立公民館条例施行規則の一部改正について

- ・日程第3 議案第35号 指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の候補者の選定について
- ・日程第4 議案第36号 指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体の決定について
- ・日程第5 議案第37号 指宿市青少年の善行等表彰者の選考について

(8) その他

(9) 閉会の宣告

## ■ 会議要旨

### 1 開会の宣告

(西森教育長)

ただいまから、令和元年第10回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、全委員が出席しておりますので、会議は成立しております。

### 3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和元年第9回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

### 4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、別府委員にお願いいたします。

### 5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告です。別紙資料を準備してありますのでご覧ください。

まず、2番目ですが、第72回指宿温泉祭が行われました。9月27日の金曜日に、姉妹・友好都市歓迎レセプションがいわさきホテルでありましたけれども、千歳市、人吉市、十日町市の3市のお客様を迎えてのレセプションでございました。特に、市長にお出でいただいた千歳市と人吉市については、青少年の交流事業もごございますので、「よろしく申し上げます。お世話になりま

す。」と、お願いとお礼を申し上げることでした。温泉祭については、28日が湯権現祭、指宿ハンヤ踊り。29日が花火大会でしたが、天気にも恵まれて盛大に開催ができたところです。

3番目は、利永小学校と校区合同の運動会が29日に行われました。利永小学校の児童数は15名ですが、地域で一体となった運動会が、盛大に行われていたと思っております。利永校区の区長さんが、来年は最後の運動会になるので盛大にしたいとおっしゃっていて、そういうような話もしたところです。

運動会については、8番目にも書いてありますが、指宿小学校と魚見小学校も10月6日に行われ、これで全ての運動会、体育祭が終了したところです。

4番目に戻りますが、第3回市議会定例会の最終本会議が9月30日に行われました。念願の山川地域の小学校再編に伴う市立学校設置条例一部改正と、関連補正予算が可決して、大きく一歩前進したと嬉しく思っております。

5番目は、10月1日付の市役所職員の人事異動に伴う、市と教育委員会関係の辞令交付式が行われました。

9番目ですが、利永小学校において、南薩教育事務所と市教育委員会の合同訪問を行いました。利永小学校の子供たちが大変しっかりしていると、教育事務所からの講評がございました。一人ひとりの子供さんたちが、学習の仕方が身に付いていて素晴らしいということも、指導の中で聞かれたところです。

11番目の第27回防犯綱引き小学生大会。10月12日の第2土曜日の午後に、総合体育館で行われました。10人制と20人制の部があったわけですが、大成小学校は20人制の部で、AチームとBチームが決勝で対戦し、い組・ろ組で分けてあるようでしたが、ろ組が優勝、い組が準優勝でした。大成小学校においては、4年間連続の優勝ということで、学校としての取組も素晴らしいと思ったところです。

併せて、資料には書いてございませんが、18日の金曜日に大成小学校において、南薩地区の道徳教育研究公開が開催され、市内外から80名を超える先生方が参加されました。2つの学校で研究授業が開催されて、研究発表もあったわけですが、道徳科が教科になりましたので、大変関心の高い中での研究公開で、充実していたと思っております。

最後に、13番目になりますが、第14回指宿市民体育祭が20日に行われました。委員の皆様方にも出席をいただきまして、ありがとうございました。

以上、教育長報告を終わります。

## 6 会議の公開等について

### (西森教育長)

次に、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

本日の会議は、日程第2は公開で、日程第1及び日程第3は、市議会提出前の案件、日程第4及び日程第5は、被表彰者・団体の選考に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

## 7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入りたいと思います。

### 議 事 (非公開)

日程第1 議案第33号 「指宿市立公民館条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について」  
・・・原案同意

### 議 事 (公開)

(西森教育長)

次に、日程第2、議案第34号、指宿市立公民館条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第2、議案第34号、指宿市立公民館条例施行規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の6ページをお開きください。

指宿市立公民館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

8ページの新旧対照表をご覧ください。

指宿市立公民館の開館時間につきましては、午前8時30分から午後10時までと定められており、休館日の規定がないところであります。

一方、なのはな館の開館時間は午前9時から午後9時まで、休館日は原則月曜日及び12月29日から1月3日までと定められております。中央公民館機能をなのはな館に移転した後は、開館時間及び休館日、そして使用許可や使用料の減免につきまして、指宿市ふれあいプラザなのはな館条例に基づく運用を行うため、この規則の所要の改正をしようとするものであります。

なお、附則において、この規則は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

先程の条例の一部改正に伴い、規則も改正をしたいということで提案をさせていただいたところです。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西森教育長)

利用者にとっては、時間等が変更になることで利便性はどうかのでしょうか。

**(野元課長)**

なのはな館は休館日を、毎週月曜日及び12月29日から1月3日までと設定されておりますが、現在の中央公民館利用者に関しましても、年末年始の活用はない状況でございます。時間的な部分につきましても、中央公民館は午後10時まで、なのはな館では午後9時までと1時間短くなるわけですが、こちらも現在の中央公民館利用状況で、午後10時まで使うということは少ない状況ですので、さほど影響はないと考えております。

**(西森教育長)**

なのはな館の利用者が現在、そういう状況で利用されていて、特に支障等もないということもあり、中央公民館も合わせた形になります。

**(別府委員)**

なのはな館条例になると、1時間早く閉まるということになるということですね。この中では、そのなのはな館条例の中身は出ていますか。

**(西森教育長)**

別の条例なので、この中では出ておりません。これは施行規則の条文なので。他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(西森教育長)**

他に質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。  
日程第2、議案第34号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(西森教育長)**

それでは、日程第2、議案第34号は、提案のとおり可決することいたします。

**議 事 (非公開)**

- 日程第3 議案第35号 「指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の候補者の選定について」  
・・・原案可決
- 日程第4 議案第36号 「指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体の決定について」  
・・・原案同意
- 日程第5 議案第37号 「指宿市青少年の善行等表彰者の選考について」  
・・・原案同意

**(西森教育長)**

以上で、本日、予定されていましたが議案等については、全て終了いたしました。  
その他で何かございませんか。

**(七夕職務代理者)**

スポーツ少年団から、学校が休みの日に、グラウンドで大会等の催し物をしているけれど、そういう日に、選手等に緊急事態が発生した場合、各学校内に設置してあるAEDを、窓ガラスを割って使用してもいいのかという質問を受けました。それにつきまして、回答をお願いします。

**(西森教育長)**

AEDの設置は何処がしているのですか。

**(豊田係長)**

学校教育課になります。

**(西森教育長)**

設置場所について、校舎内又は屋外というのは分かりますか。

**(豊田係長)**

同じような話題を夏前の校長研修会でしたことがありまして、屋外にAEDを設置することはできないのかという内容で、学校教育課でもAEDのメーカーさんと話をしました。本来であれば屋外に設置する時は、空調機が設置された10万円くらいの専用ケースが必要ではあるということでしたが、庇がちゃんと付いていて、雨ざらしにならない所であれば、県内でも多く屋外に設置している所もあるので、それなりのケースに入れて、屋外に設置することは可能ということでした。校長研修会の時に共通認識として、休みの日に、そういう緊急事態が起こった時、AEDを屋内に設置したままの場合は、命に関わることなので、窓ガラスを割ってでも使用してくださいという話をしております。

本日は、学校教育課長が別の公務で欠席しておりますが、課長からの伝達として、職員室等に保管してあるAEDについては、今後、保管場所の検討をしていただくこと。それから、このような話について、スポーツ少年団等にも周知していただくように、課長からも連絡をするということでした。

**(西森教育長)**

学校施設への設置は学校教育課でしておりますが、社会体育施設はスポーツ振興課での設置になりますか。

**(内村課長)**

体育館等への設置はしております。

**(西森教育長)**

AEDの設置場所の確認はできていますか。

**(内村課長)**

体育館施設の場合は、通常は管理者がいらっしゃいますし、閉館日については、貸し出しをしておきませんので、窓ガラスを割ってということはないかと思えます。

**(西森教育長)**

社会体育施設では、開館時は管理者がいるので問題ない。しかし、閉館時に近くで事故等が起こって、AEDが必要となった時、社会体育施設にあるということで駆け込むことはあるわけですね。そこも含めて検討していただければと思います。

公民館やはしむれ、社会教育施設のAEDについては、どのように管理されていますか。

**(中摩参事)**

はしむれと市民会館、図書館にはAED付自動販売機がありますが、校区公民館にはなかったと思います。はしむれも、12月29日から1月3日の年末年始休暇を除いて、必ず人がおります。ただ、事務室にAEDがありますので、年末年始の時は対応ができません。市民会館と図書館の場合も、休館時には対応ができませんが、屋外のAED付自動販売機であれば、そこから取り出すことができます。体育館と同じように、はしむれについても検討させていただきたいと思えます。

**(豊田係長)**

市民の皆様は、なかなか周知が図られていない面もあるのですが、AEDは設置した場所をインターネットで登録するようになっておりまして、公共施設以外でも、「全国AEDマップ」とネットで検索していただけますと、何処に設置してあるというのが分かります。緊急時に、そういう余裕があるのかということもありますが、こういうシステムもありますのでお知らせしておきます。

**(西森教育長)**

そういうのを知っていれば、助かる命があるかもしれません。せつかく七夕職務代理者から出されましたので、市や教育委員会が所持しているAEDの有効活用、利用しやすい体制を考えていただきたいと思います。

他に何かございませんか。

(なしの声)

**9 閉会**

**(西森教育長)**

以上で、令和元年第10回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。

